加算（減算）算定に要する届出一覧表

【認知症対応型共同生活介護】

○届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類、備考

・一覧表記載の加算（減算）を算定する場合は、事前に市への届出が必要です。

　　※届出がない場合、サービスの提供があっても報酬は支払われません。

　・書類に不備がある場合、再提出となります。

注）書類が全てそろってからの受領となります。再提出が遅れると、当該月の算定が難しくなります。

①≪全加算共通の必要書類≫

・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

②≪加算別必要添付書類≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 添付書類 | 備考 |
| 夜間支援体制  加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定月のもの） |  |
| 若年性認知症  利用者受入加算 | ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定月のもの）  ・若年性認知症利用者の担当者が確認できる書類（任意様式） |  |
| 看取り介護加算 | ・看取りの指針と同意書（任意様式）  ・看取りに関する職員研修計画（任意様式） |  |
| 医療連携体制  加算  （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（加算算定月のもの）  ・医師若しくは医療機関との連携体制が確保されていることを確認できる書類（契約書等）  ・看護師との連携体制が確保されていることを確認できる書類 |  |
| 認知症専門ケア加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | ・入居者名簿  ・認知症介護実践リーダー研修修了証の写し→（Ⅰ）（Ⅱ）  ・認知症介護指導者研修修了証の写し→（Ⅱ）  ・認知症ケアに係る会議の記録 |  |
| サービス提供体制強化加算  （Ⅰ）  （Ⅱ）  （Ⅲ） | ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表  　（前年度４月～２月分）  ※１.前年度実績６か月未満の場合は届出日前3か月分  ・資格証の写し→（Ⅰ）（Ⅱ）  ・実務経験証明書→（Ⅰ）（Ⅲ）  ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-6） |  |
| 利用者の入院期間中の体制 | ・利用者に対して説明を行っていることが分かるもの（契約書、重要事項説明書の写し等）。 |  |